

参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和二十七年十二月十五日(月曜日)午
後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢平次郎君
伊藤 保平君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小林 政夫君
小宮山常吉君
杉山 昌作君
森 八三二君
松永 義雄君
堀木 謙三君
木村 善八郎君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長 平田敬一郎君
大蔵省主務局長 高橋 衛君
国務庁長官 塩見友之助君
水産庁長官

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主務局長 泉 美之松君
大蔵省第一課長 堀崎 潤君
大蔵省主務局長 堀崎 潤君
大蔵省第二課長 堀崎 潤君

本日の會議に付した事件

○日本国有鐵道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案(内閣送付)

○中小漁業融資保証特別會計法案(内閣送付)

○造幣局特別會計法案の一部を改正する法律案(内閣送付)

○連合委員會開会の件

○派遣議員の報告

○駐留軍納付金真機物品箱に関する件

○委員長の補欠選任の件

○委員長(中川以良君) 只今より委員會を開会いたします。本日は日本国有鐵道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案並びに中小漁業融資保証特別會計法案及び造幣局特別會計法案の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました日本国有鐵道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十五年三月三十日におきまして、日本国有鐵道に対して収入財源の不足を補うため三十億五千二百三十六万三千円を貸付金として貸し付けたのであります。その償還期限につきましましては、当初昭和二十八年三月一日と定められていたものであります。が、その後の日本国有鐵道の財政状況

より見ますと、これを、当初の償還期限までに回収し得る見込が立たないこととなりまして、その償還期限を昭和三十一年三月一日まで延期しようとするものであります。

第二に、中小漁業融資保証特別會計法案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今、政府は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、中小漁業者が金融機関から貸付を受ける場合において漁業信用基金協会の保証を確保し、且つ、その保証債務について政府が保証を行う制度を確立することを目的として、別途、今国会に中小漁業融資保証法案を提出いたしました。御審議を願つてい

るのであります。この中小漁業融資保証法案を実施することとなる場合には、保証金の状況を明確にするため、一般會計と区分して新たに中小漁業融資保証特別會計を設けることが適当と考へ、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概略について申し上げます。この會計におきましては、一般會計からの繰入金に相当する金額を以てその基金とし、保険料、政府が保証金の支払により漁業信用基金協会に代位した求償権に基く同額金、一般會計からの繰入金及び附屬雑収入等をもつて歳入とし、保険金、委託業務についての委託手数料、過誤納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費を以て歳出とすることとし、

その他、この會計の予算及び決算の作成並びにその提出に関する手続等特別會計に必要な事項を規定しようとするものであります。

第三に、造幣局特別會計法案の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

第十三回開会において公共企業体等労働関係法が改正され、国の経営する造幣、印刷その他の企業についても、政令の定める日の翌日以降同法が適用されることになりました。その結果これらの企業に従事する一般職の職員については、国家公務員法の大部分の規定、一般職の職員の給与に関する法律の規定等の適用が排除されることとなり、給与支給に関する法律の規定を欠くことになりました。これらの職員に対する給与の支給については、各特別會計法の一部を改正して所要の規定を設けようとするものであります。

即ち、造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別會計におきましては、これらの特別會計を管理する各省大臣又はその委任を受けた特定の機関が、当該企業に従事する職員に対して給与を支給するために、給与率を定めることとし、この場合においては一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の給与、民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮するとともに、特に行政機関職員定員法に定められる常勤の職員の給与率則については、予算に定められる給与の総額を超えないよう

に定めなければならないこととしようとするものであります。

なにとぞ御審議の上、速やかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(中川以良君) それでは中小漁業融資保証法案の内容についての説明を聴取いたします。

○政府委員(塩見友之助君) 中小漁業融資保証法案の内容について御説明申し上げます。

国民食糧のうちで蛋白質の給源として、漁業が我が国の産業中重要な地位を占めていることは、今更に上げらるまでもございせん。この漁業のうちで水揚げ高において三分の二くらいを占めておられます。又漁業経営体中九割を占めておられるところの中小漁業につきましましては、漁業の豊凶が天然現象に左右され勝ちであること、その経営の零細性のために、従来からその金融難が叫ばれて参つておるのでござい

ますが、これは各位の十分御承知のこととてございせん。そこで、この中小漁業の金融難を打開するためには、先ず漁業者みずから信用力を高めるということが必要であると考えられます。このために漁業者の漁業権証券又は現金による出資、地方公共団体の出資を基金といたしまして、原則として各都道府県を区域とする漁業信用基金協会を設立いたします。この協会が中小漁業に対する金融機関の融資を保証し、且つ国が協会の事業を支援する意味でその保証につき保険を行うこととしたしまして、そ

れで中小漁業への融資を円滑にし、その振興を図ろうとするのが趣旨でございます。

この法案の主要なる点について御説明いたしますと、第一に漁業信用基金協会は法人といたします。原則として都道府県ごとに設立するものといたします。第二に協会の会員たる資格を有する者は漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、一年を通じて九十日以上漁業を営む個人、漁業を営む法人でありまして、一定規模以下の者及び地方公共団体であります。第三に、協会は会員たる中小漁業者の漁業経営に必要な資金及び会員たる漁業協同組合等の事業に必要な資金の借入れによる金融機関に対する債務を負担いたします。第四に、協会は税法上、民法上の公益法人と同様に法人税法、所得税法等について免除されることになつております。第五に、政府の行う保険事業については別に提案しております。この中小漁業融資保証保険特別会計法による特別会計を設けて行うというふうにいたしております。

なお、この融資保証制度の実体的な関係について二、三御説明を附加いたしますと、この基金協会对する出資の予想でございますが、これは今年夏に閣議決定を見ましてから地方と連絡をして内容の順次かたまるのと同時に、地方のほうへ照会しております。現在までのところ府県の方から回答の参つております点では、大抵漁民の出資が十六億、それから地方公共団体の分が約八億余りで、合わせまして大体二十五億くらいが出資されるという見込で来ておりますけれども、この中にはなお府県においてその計画が

十分熟さないで報告の未着の分もございますので、大体的見当はまあ二十億から三十億前後のものが大体総額としては出資されるのではないかと見込んでおるような状態でございます。それから、これに出資します漁業者のほうの資金でございますが、それは幸いに、御存知の通り漁業権証券を漁業者のほうは持つております。それで百八十一億ほど証券が一昨年交付されました、昨年大体六十五億ほどが資金化されております。それはいろいろな共同施設であるとか、必要な組合に対する出資であるとかいうふうなものが優先的に資金化を政府のほうで圖つておりますが、本年度も又前年度と大体同額くらいのは資金化してもらいたいというふうなことで、年度当初から大蔵省のほうに交渉しております。大体その程度のものは資金化できるんじゃないか、こう思つております。この委員会にかけますまでには、その大体の枠をきめたかつたのでございします。まだ大蔵省のほうでもう暫く資金化の枠は待つてもらいたい、こういふことになつております。大体そのうちで以て漁業権証券を基金のほうに出したいという漁民の分は、これは現在までのところこの府県からの報告にありまします。この額は要求があると思われまします。我々のほうでは大蔵省とも打ち合せました上で、この基金に出すものは優先的にその証券の資金化を図りたい、こう考へて進めていこうと思つております。それから、この融資により資金源の手当についてでございますが、運転資金につきましては、前に漁手制度というものがございします。漁業手形制

度でございますが、これは農業者手形制度と似たような形で行われております。その基礎が幾らか薄弱でございます。今般新たにしっかりとした制度として中小漁業の融資保証法というふうなものを考へたわけでございします。が、大抵運転資金につきましては、あれと同様に日銀のほうにおいて再割をしてもらうというふうな考へ方、日銀と折衝しております。大体各種の農業者手形その他と同じような優遇措置を講じてもらうというふうなことに話合はつております。細目については、二、三のお話合ひを進めておる部分もございします。大抵運転資金については、そういう方法で賄つて参りたい、こう考へております。

それから設備改修の資金のほうでございますが、これは三十五年くらいのもので大体大半になるので、それにつきましては、長期信用銀行なり或いは農林中金なりというふうなものに金融を引き受けてもらう、こういう話合ひを進めておるわけでございします。なおこの基金協会及び特別会計において処理いたしますものと、開銀であるとか、農林漁業資金融通特別会計法による金融であるとかいうところとの関係は申上げますと、開銀は非常に額の大きいところ、中小漁業とは言われなところ、普通の市中で賄ひ得るような大きな資金の取扱ひをやつてもらうております。大体は捕鯨であるとか、或いはかつお、まぐろの非常に大型の遠洋漁業とかいうようなものが現在行われております。

それから農林漁業資金融通特別会計のほうは、これは過去にありましたところの漁港であるとか、その他の公共

事業、及びその漁業協同組合等が行いますところの、共同施設に限られておりました。個人の融資については、これは現在制度は開かれておりません。そういうふうな関係で、こういうふうな部分の補充が必要になつて参るわけでございします。

それから、この制度が中小企業金融協同組合と別に出て参りましたところの理由の一つといたしましては、これは中小企業の金融協同組合のほうでは、漁業は中へ入つておりません。これは農協と同様でございします。こういう原始産業は入つておりませんので、どうしてその漁業のほうを同様な制度で考へるために必要を生じたわけでございます。又漁業は先ほどもちよつと申上げましたように、非常に天然現象に左右されがちであつて、金融の点では可なりほかの金融よりも困難性を伴う程度が大きいものでございします。で、そういう点で別途の形を取つたわけでございます。中小企業の信用保証協会等と違ひます。この漁業の場合には、地方公共団体が主体になつて、それでその信用保証協会の基金みたいなものを作るのではなくて、むしろ漁業者が主体になつて基金を構成する。それに対して地方公共団体も支援をしてやるし、又国も特別会計による保険によつて支援をしてやる。飽くまで当業者が自分で信用力を高めるための受入態勢の強化というふうなことを骨子としたしまして、それでやつて行くという精神によつておられます。その意味において幾らかの差違を生じておるわけでございますが、或る程度借り手側のほうの内部におけるいろいろな共諒議と申しますか、そ

ういふふうな制度というものをこれに附加えまして、それで不当な金融が行われないうちに持つて行くというふうなことが、漁業のためには特に大切ではないか、こういうふうな考へてかかると形を取つたわけでございします。大体実態的な関係についての御説明を大略いたしますれば、そういう点でございます。

○委員長(中川以良君) ちよつと御話を申上げます。水産庁側からの内容説明聴取は、本日はこれだけにしておきまして、質疑は次回にいたしたいと思います。なお資料の御要求がございしますならば、この際お申出願きたいと思ひます。

○小林政夫君 只今お話の、銀行で言へば業務方法、この会計による信用保証業務をどういふふうによつて……、例へば保証料は何ほかというふうな業務の運営細則というものをどうせ作られると思ひますけれども、それを文書にして出してもらいたいと思ひます。それからこの今の保証業務の動き方ですね。

○委員長(中川以良君) よろしゅうございしますか。わかりましたか。

○政府委員(堀見友之助君) 只今の業務運営の細則につきましては、これは各都道府県別に大体できるであらうと思ひます。その、その基金協会のほうで作るわけでございします。それから細目についてはかなり弾力性を持たせまして、その果／＼の実情等によりまして、又信用状態も違つて参ると思ひます。そのので、かなりの幅を持たせたいと思つております。大体その粗い線としましてこのくらいの線で行つてはどうかというふうな、政府の指導方

めに六月一日に日本国有鐵道が設立せられました以後におきまして、予定の運賃収入が確保できないということ

条件変更と相成りまするので、法律を
要する事項になつておりますから、
従いまして本法律によりましてその条

とのできたところの回収金、これが歳入に上ることになっております。又先ほど申上げました一般会計からの繰入

算を明らかにいたしました。利益が生じた場合におきましては積立金として整理する。なお損金が生じた場

府といたしましては、二十八年の一月一日を目途といたしまして、この政令で施行の日を定めるといふ予定でおる

わけでありませんが、結果はこれらの職員につきまして同法の規定が適用に相成ることになるわけでありまして、その結果は、同法の第四十条によりまして、国家公務員法の規定その他の規定が、これらの職員につきましては適用が排除せられるというように相成つておるのであります。同法第四十条によりまして、「左に掲げる法律の規定は、第二項第二号の職員については、適用しない。」と相成つております。その第一号では、国家公務員法の当相大部分の規定が掲げられておるのであります。第二号には、国家公務員法の一部を改正する法律附則第三号の規定、第三号は、国家公務員に対する寒冷手当及び石炭手当の支給に関する法律の規定、四号は一般職の職員の給与に関する法律の規定、五号は国家公務員の職階制に関する法律の規定、六号は国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の規定、これらの規定が全部適用が排除せられる、こういうことに相成るわけでありまして、そういういたしますと、これらの特別会計に従事する職員は、国家公務員の一般職に属するものではありませんけれども、給与に關しましては、国家公務員法その他の法律の適用が全く排除せられるということになります。給与の支給に關して何ら法律の規定が存在しない、かような結果になるわけでありまして、従いまして、法律上何らかの給与支給に關する規定を設ける必要がある、こういう趣旨から特別会計法を改正いたしました。給与準則の作成に關する規定を設けた次第であります。

法文の内容をいたしましては、各特別会計法とも殆ど同様の規定であります。するので、便宜上造幣局特別会計法の一部を改正する法律の法条につきまして御説明をさせて頂きましますと、第三十六條の次に第三十六條の二を設けることにいたしました。大蔵大臣、又その委任を受けた場合におきましては造幣局長が給与準則を定めなければならぬ、こういう規定を設けようとするものであります。これは、公共企業体等労働関係法をこれらの職員に適用いたしました趣旨は、団体交渉その他同法の定める手続によりましてこれらの職員の給与の内容を定めようという趣旨に出ているわけでありまして、この旨にいたしましては、これらの職員に給与を支給するに當りましては、一定の内部的な手続を必要とするわけでありまします。そういう意味から特別会計を管理しているところの主管の大臣がこの給与準則を定めることが適當であらうという趣旨におきまして、大蔵大臣が給与準則を定めなければならぬ、というように規定したわけでありまします。ただ造幣局長は、附屬機關の長といたしまして人事の任免権その他の人事に關する一定の権限を法律上附与せられておりますので、大蔵大臣が委任した場合におきましては、造幣局長が定めるところにいたしても妨げなからうということ、括弧書きを挿入してあるわけでありまして、なおこの第二項におきましては、この給与準則を定める場合の一定の条件を規定してあるわけでありまして、この場合におきましては、一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける職員及び民間事業に従事する給与その他の条件を考慮して定めるところが、その条件の第一点と相成つておるわけでありまして。

第二は、これらの国家公務員の中には行政機關職員定員法において規定せられております常勤的な職員と、そのほかの非常勤的な職員とがあるわけでありまして、この常勤的な職員につきましては、給与準則の定め方如何では予算に影響するところが非常に大きくあります。且つ又その定員は特に法律において規定されておるといふ趣旨に鑑みまして、その給与準則によつて定められるところの当該会計年度において支出を要するところの給与の額は、予算において定められた給与の総額を超えないようにしなければならぬという規定を置こうとしておるわけでありまして、以上がこの法律案の内容の概略であります。

○委員長(中川以良君) お話いたしました。本日は一席内容の説明を聴取しただけにいたしておきまして、質疑は次回よりいたしたいと思ひますが、如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) なお資料の御要求がございましたら、この際お願いいたします。

○小林政夫君 国有鉄道関係の分です。これに關連して一般会計からの公共企業に対する貸付金或いはインペーン・ファイナンス、こういうようなもの、いわゆる政府の組入れ資金で等々問題になつておるようだけれども、書き出して資料としてもらいたいのです。

○政府委員(白石正雄君) 承知いたしました。

○小林政夫君 それから中小漁業融資保証特別会計のほうの予算、ここに

に歳出のほうで過誤納の保険料というのがありますが、この補正予算の歳出額を見たのですけれども、収入保険料に比べて少し過大じゃないかという氣もするのです。これは少しい問題だけれども、全部の、この政府の運営してある保険特別会計を調べて、その中で必ずしも過誤納の保険料のみが計上してあると限らない、賠償償還及び払戻金という項目で出ておる。それから簡易生命保険及び郵便年金については諸払戻及び補填金という名目で、そこで大体大きく分けると保険事業に屬する特別会計が二ありまして、この中の賠償償還及び払戻金又は諸払戻及び補填金の内訳、これを細かく、例えば今予算決算及び会計法第六十三條の規定による償還金とか、或いは特に厚生保険なんかに關しては、特別に保険法の定めるところによる債務の弁償というふうなものから過誤納の保険料というものがどう見積られておるか、過誤納の保険料の払戻しというものがどう見積られておるかというところの内訳をすつと出してもらいたい。非常に漁業関係の過誤納ということが多いというふうな思われるわけです。

○政府委員(白石正雄君) 過誤納の内訳でございまして、これは大体各特別会計とも過去の実績その他のようなものを参照いたしまして、そして大体積算しておる状態でありまして、本件の場合におきましては実績その他がございませんで、全く客観的に計上されておるというふうなことであります。或いはお説のように幾分大きく目になつておるかと思ひますが、こういう積算でござつたのだというふうな詳しい積算の根拠は、ちよつと御提

出が困難かと思ひますが、只今申し上げたような過去におきまして実績その他で大体客観的に計上になつておるという状況でございまして、なおできる限り詳細に検討いたしまして資料として御説明申し上げるよういたします。

○小林政夫君 今過誤納の算出の基礎ということよりは、取りあへずその過誤納の保険料の払戻額が政府の経営しておる保険の特別会計で一体どういふふうになつておるかということが知りたいたわけですが、その過誤納の保険料の払戻額というものを、どう見積つておるかということがわかれたいわけですね。それが単独の項目でないから、今のような賠償償還及び払戻金という項目で、一応我々がらつておる資料にはそうなつておるわけですが、その内訳がいろいろあるのだから、その内訳を示してもらいたい。それで意見は次の機会に述べます。

○木村龍八郎君 小林君の要求しました積算の資金ですね、これはインペーン・ファイナンスは一応予算委員会に出ておるのです。併しそれ以外に開發銀行関係、見返資金関係、あるいはものを引継いだでしょう。それから資金運用部関係、ありますね、そういうものを全部一応含めて、いわゆる蓄積政府資金ですね、一般会計だけでなく、全部を一つお願いいたします。

○委員長(中川以良君) 私からちよつとお願いしたのであります。先ほど御説明になつた中の関係法律の抜萃を一つ御提出をお願いいたします。

○政府委員(白石正雄君) 承知いたしました。

○委員長(中川以良君) ほかにございせんか……それでは内容の説明の聴

取はこれを以て終ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以真君) 速記をつけ、労働金庫法案に關しまして、只今労働委員会にこれが提案をされておりますが、本委員会より労働委員会に連合委員会を開くことを申込みいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以真君) それではさうに取計らうことに決定いたしました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以真君) 速記を始め

これより先般国稅徵收状況に關する調査のために派遣をされました小林委員より、その報告を承ねることにいたします。

○小林政夫君 前以てお断りしておきますが、国稅局に要求しておた資料が数日前にやつと来たので、もつと早く御報告しなければならんことが遅れました。茲に失礼をいたしました。又先般参考人として全但商工業振興協會代表長六郎君から今回私が行きました但馬地方の事情について詳しく説明があり、多少重複するかも知れませんが、その点はあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

私は去る十一月十八日から一週間の日程を以て大阪府、兵庫県、鳥取県の各地を巡視して、それらの地方の県當局並びに業界代表者と懇談をしまして、國稅、地方稅の問題に關して傾聴すべき種々の参考意見を聞いて参つたのであります。只今は國稅問題の

みに限定して申述べたいと思ひます。……これは國稅局長官に是非聞いて頂きたいのですが……。

○委員(中川以真君) まだ来ていないので……ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(中川以真君) 速記を始め

お諮りを申し上げますが、物品稅の問題に關しまして、先般来いろいろ本委員会におきましても、審議検討を加えておたのであります。本日、特にこの物品稅關係につきまして、空真機メーカーにおきまして、駐留軍に納めております空真機が、物品稅がございするのために、手続上非常に販売がしにくい、殊に駐留軍關係におきましては、最近はその煩瑣な手続をいたすよりも、簡単に輸入するドイツ製品をかうほうがいというので、盛んにドイツ製品が只今輸入されておきまして、日本の空真機メーカーが非常な打撃を蒙つておきまする事實があるのであります。この点につきまして、業界のかたが今日見えてきて、本委員会において篤と実情を聞いてもらいたいというお申出がございましたので、只今よりそれを聴取することにいたしましたと思ひますが、如何でございますか。

○委員(中川以真君) それではこれから業界より只今の問題に關する実情を承ねることになつたと思ひます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以真君) 速記を始め

○小林政夫君 そうすると今のは行政協定に基くあの租稅特別措置法でしたか、あれによつて向う側にさういつた内部的な手続で相當面倒なことを要求をしてゐる。業者が言われたことは間違ひはない。どういふ手続を要求してゐるのですか。

○説明員(堀崎潤君) 只今のCPO納入の空真機に對しましては、大体問題が二つあるように承つております。只今小林委員からの御質問に對して第一点は、大体物品稅の免稅手續はどうかという問題だと思ひます。第二点は、ドイツ品が入ることによりまして日本の空真機の売行きが悪い。この問題が二つあると思ひます。

第一の、現在行つておりますところの免稅手續について御説明申し上げます。占領直後、占領軍當局の要求によりまして、当初占領軍將兵の買つた物品につきましては、現在行なつておりますところの物品稅の免稅手續に比べて相當簡便な免稅手續を行なつておつたわけでございます。簡単に申し上げれば、單にCPOと申しますか、私も中央購買と言つておりますが、CPOの購入證明書があれば直ちに製造所から出るものに対して免稅し、或いは小売業者から買つたものにつきましては製造業者まで遡つて免稅する、こういう制度を取つておたわけでございます。これは御承知の通りだと思ひますが、暫らくは免稅物品が非常に横流れいたしまして、内地の日本人等におきまして相當消費されまして、税源が侵されたわけでございます。今般講和協定に伴ひまして、行政協定に伴ひまして、その手續を少し嚴格にいたし

まして、さういふ免稅の虞のないような、税源の侵されないような措置を講ずるといふ意味におきまして、特殊な手續を取ることにいたしましたわけでございます。その手續は、大体輸出免稅といふものが從來あつたわけでございます。御承知のように輸出振興内國消費稅は内國消費稅だけに課税すべきだといふ議論から、輸出物品につきましては輸出證明が来れば免稅するといふ建前を取つておるわけでありまして、それに準じてCPOに納入されるものは、直ちに輸出されるものではないのでございまして、いざれば輸出されるであらうといふ建前から、輸出免稅の手續に準じて免稅することになつております。併しCPOと民間輸出とは若干異なるので、輸出免稅の期間は、三月ぐらゐの間に證明が来れば免稅することにしたしております。CPOの納入するものにつきまして、大体六月ぐらゐの間に輸出したといふ證明が来れば免稅をする、こういう手續を取つております。もう一点、進駐軍將兵の購入いたしましたものににつきましては、進駐軍將兵が日本内地におきましては輸出にならないわけでございますが、いざれば歸國等に伴ひまして日本を出る、こういうことになりますと、同じ輸出の効果がありますので、これらにつきましては、只今業界のかたからも申されました、各部隊長或いは人事係將校の證明書を二通取りまして、これを示してP等を買つて、一通は本人が持つてゐる。一通は納入先を通じて稅務署に示される。それによつて免稅するといふことになつたわけでございます。それともう一つ、免稅されましたところの空真機等

が内地におきまして横流れすることを防ぐ意味におきまして、空真機自体にEPといふ判を、判と申しますか、表示をなしまして、これが内地におきまして頻繁に出るならば、その弊害を防止するといふような措置を將來講じたつもりで、EPといふ判をこれに押さしておるわけでございます。結局これら將兵が内地を出る際に、その空真機を持つてないということになりますれば、人事係將校のほうから、これは内地に販売したといふ意味で、その本人から税金を取るといふような方法を講じておるわけでありまして、で、このEPの判を押しました理由はさういふ意味もございまして、又誰かがそれを持つていた際に、徵稅上の取締りの見地から、さういふ手續で買つたといふような證明を取らず意味で購入證明書を本人にも持たせる。それからEPと空真機と照らし合せて取締りをやつて行きたい。さうして税源を侵されないやうやつて行きたい。こういう意味でやつたわけでございます。その趣旨は先ほど申し上げましたやうな終戦後の暫くの混亂期に物品稅の税源が相當侵された、こういう弊害を防止するためのものでございまして。

以上が空真機の物品稅の免稅手續の概要でございます。それと、もう一つドイツ品の問題はよろしくございまして。

○小林政夫君 やつて下さい。

○説明員(堀崎潤君) ドイツ品進出の問題。これは私も十分承知しております。これはたびたび陳情を受けておるわけでございます。これは行政協定の建前から来ておるわけでございますが、進駐軍將兵の、進駐軍部隊の免稅

措置と申しますか、日本におきまして輸入する物品につきましては、関税、消費税をかける。こういう建前がとられて来ているわけでございます。この趣旨は、大抵進駐軍將兵というものは、進駐軍部隊というものは、アメリカから物資を持ってくる、それによつて生活乃至進駐軍経費を賄うというふうな面があつたわけでございます。それが若干この建前が、日本の軍需機の生産が少いので、業界のおつしやる通り成るほど進駐軍將兵の日本の軍需機に対する購買力は相当旺盛でありまして、累年私どもの持つております計数を見ますと、免稅品も煩えていろいろと聞きますと、生産高が少い、その旺盛な需要をカバーする意味でドイツの製品を輸入した、こういうことを言つておるわけでございます。私どもといたしましては、行政上の措置といたしまして、そういう趣旨で行政協定ができてゐるのだから、ドイツ製品を大量に輸入しても構はないことは、行政協定の建前にも反するのじやないかという申入れを進駐軍の將兵にしておるわけでございます。このあたりなお検討すべき点が多々あるわけでございますが、以上軍需機の物品の納稅手續の問題、第一の免稅手續、第二のドイツ品の進出の問題につきましては、私どもは今申し上げましたように考え、大抵の私どもの考えを進駐軍当局にも意思を表明しておるわけでございます。

○小林政夫君 ドイツ製のカメラは、アメリカではどうなつておりますか、アメリカに入る機械は関税がかかるのですか。

○説明員(塩崎潤君) アメリカでは当然関税がかかるはずでございます。

○小林政夫君 それを直接日本に進駐軍用として持つて来れば、関税が今までのようにごまかせる、こういうことですね。

○説明員(塩崎潤君) 現在は行政協定に伴う臨時特例におきまして、第六条によつて免稅する建前になつております。

○小林政夫君 進駐軍用のものだという事で、免稅になるわけですね。これはどこと交渉をしたらいいわけですか。そういうことをまああなたの方では、今のお話だと、せいふ、數量を少くしてくれ、こういう程度の交渉のようにならざるが、そんな、当然ドイツ……若しアメリカの国内においてドイツからカメラを買つておつて進駐軍に送るならば、ドイツから買つたものを、高い値段のものを持つて来るといふことは……その逃げ道をやつておるといふことは……これはカメラのみならず他の物についてもそういうことが言えるわけで、相当腰を入れてアメリカ当局と折衝すべき問題だと思つて、どういう折衝をしてゐるか、折衝の具体的な経過を一つ知らせて頂きたい。

○委員(中川以良君) 速記を止め。

○委員(中川以良君) 速記を始め。只今の問題につきまして私からちよつと皆さんにお願ひを申上げておきたいのであります。行政協定そのものに私にはやはり欠陥があるのじやないかと思つてゐる。これはまあやはり根本的に再検討しなければならせんが、差当り終戦後軍需機メーカー

が急速に發展いたしましたして、長足な進歩をしております最中に、突如としてこういう問題が起きたことは非常に遺憾だと思つてゐる。これは、これは手続の点につきまして一つ何か特別の便法を講じて、この全く予想しないところの障害が除去されて、日本の折衝進出しているメーカーを育成のできますように、政府において御善処をお願いしたいと思つてゐます。

○小林政夫君 先程の交渉ですが、これはどの程度の段階でやつておられるか。泉君とG.I.とやつておられるのか。或いは合同委員会ですか、あそこまで持ち込めような段階に行つておられるのですか。今カメラだけの問題だけれども、これで一つ手を覚えると次から次にこういう手を用いられる危険があるんじゃないか。この際私は、そういう問題は今日初めて聞いたんだが、重要ではないかという気がするのですが、ね。

○説明員(泉美之松君) この問題につきましては私が心得として交渉するのみならず、主務局長の名前を以てましまして合同委員会を通じて先方のバーンズ少將に申入れてございます。

○堀本三三君 私はカメラの問題のみならず、行政協定のときに、こういう駐留軍についての免稅、いろいろな免稅があるのですが、それが行われると国内産業を圧迫する端緒を開くのではなからうか、そういう点はカメラの問題のみならず非常に疑問があつたのです。で、その一例というか非常に適例としてこの問題が出て来ておるので、そのほか諸君工事その他についていろいろ問題があるのですが、この点については余ほど今後我々もこの問題について確めて行かなければならぬ。今中国陶器についてそういう問題がある。ほかの問題を一遍精査して頂いてこの問題についてはつきりしないと、日本産業を圧迫しちやつて、而も非常に輸出商品として日本として好適なもので、それが外国商品に荒されるといふふうなことはちよつと我々としては見ていられない、こういうふうな問題で解決するならば、これは行政府に委せて置いていいんだが、我々自身がやることは、行政協定そのものから来る欠陥をどうするかということに本来力を注ぐべきものであると、こう私は考えるので、そういう点について大蔵当局のほうでこの種の事例をずつと調査して出してもらいたい、こう思つてゐるのです。

○委員(中川以良君) ほかにございませんか。

○堀本三三君 委員会から要求して頂きたい。

○委員(中川以良君) それでは只今堀本委員から御発言がございました通り、この種の問題につきまして、今日他にもいろいろあると思つて、そういう点について只今政府当局において御調査になつておると思つてゐるが、それらの関連した事項について本委員会にそれらを御提出願うといふことを要するといふ御発言がございます。さういふに取計らひましてよろしくございませうか。

○委員(中川以良君) それではさういふ一つ政府側でお願いいたします。

○委員(中川以良君) それでは先ほどに引続きまして小林委員の出張の御報告を承へることにいたします。

○小林政夫君 先ほどのに續いて申し上げます。今回の調査の主な目的は、但馬地方の課税が同じ局管轄にあつても瀬戸内海側と日本海側と比較して、又隣接地である鳥取地方は局が違つてわけでありまして、この方面と比較して相当高い徴収が行われているという業界からの声に應へまして、本委員会としても初めて参る地方でもあります。で、特に但馬地方における商工業の中心地である豊岡市と、漁業の中心地である香住町、更に鳥取市においてそれぞれ懇談会を開きまして、税制、税務行政等の諸問題に関する業界の要望を聴取し、その実情について調査したわけでありまして、丁度豊岡へ参りました際に、全但馬地方の商工業者が集りまして全但馬商工業振興協議会の大会が開かれ、その代表者のかたより但馬地方の特殊性と申しますか、自然的、経済的条件の不利な点について説明があり、又他地方に参りました際も同様な趣旨の陳情を受けたのでありますが、当地の特殊事情は単に但馬地方のみに限らず、裏日本を通じての一般的な問題であり、相当重要性を持つものと思われまして、御承知のごとく但馬地方は日本の北海道とか、或いは日本のロンドンとか称せられますように、豊岡附近では快晴の日が一年を通じて七日しかないと言われ、冬季四月は積雪に覆われ、而も非常に湿度が多いわけでありまして、従つて交通の不便なものと併せて地元商工業の立地条件は極めて不利な立場に置かれ、現在経営されてゐるものの殆んど大部分は中小企業であり、而も零細企業経営である実情で

問題について確めて行かなければならぬ。今中国陶器についてそういう問題がある。ほかの問題を一遍精査して頂いてこの問題についてはつきりしないと、日本産業を圧迫しちやつて、而も非常に輸出商品として日本として好適なもので、それが外国商品に荒されるといふふうなことはちよつと我々としては見ていられない、こういうふうな問題で解決するならば、これは行政府に委せて置いていいんだが、我々自身がやることは、行政協定そのものから来る欠陥をどうするかということに本来力を注ぐべきものであると、こう私は考えるので、そういう点について大蔵当局のほうでこの種の事例をずつと調査して出してもらいたい、こう思つてゐるのです。

○委員(中川以良君) ほかにございませんか。

あります。由來当地は杞柳を特産物として繁榮した所でありましたが、海外市場を喪失した今日においては、もはや昔日の面影はなく、このほか寒冷多湿地帯特有の事情等によりまして、商工業者の不振を急速に打撃し得ることは困難で、当地経済の發展はひとえに原始産業たる農業、漁業に依存しなければならぬ現状であります。農漁村の景気の動向は直ちに但馬地方の盛衰に決定的な役割を演ずるものと言われており、本年度のごとく天候不順、或いは病虫害等による農漁村の不作為は必然的に景気の沈滞を招来しておるのであります。かような諸事情下にある但馬地方の課税状況を客観的に観察いたします一つの材料としまして、昭和二十五年及び昭和二十六年の申告所得税の業種別課税状況調査によりまして、兵庫県下の税務課別資料を見ますと、日本海岸にある豊岡、香住税務署と瀬戸内海沿岸にある神戸、龍野、上郡税務署と比較しますと、一人当たりの所得は別表(1)の通りであります。お手許に表が配つてあると思います。この表によつて一應推測されますが、瀬戸内海沿岸に比較して日本海岸の業者の所得の伸びが急カーブを描いており、明らかに所得決定について但馬地方が過重に置かれてゐることが指摘され得ると思われれるのであります。

次に、鳥取税務署管内のものと比較いたしますと、別表(1)の一番下の段にありまふように、この表においては顯著な相違は、漁業を除いては見当りませんが、鳥取税務署の算出方法がよそと異なるために正確なる結論は控へたいと思ひます。ただ香住で一業者より

所得額を引上げさせている。当地方の納税意識は良好であり、それだけに強い反対の意を表しないこと。

第四に、地方の特殊事情、例えば高い温度のため家庭、機械器具等の減耗度他地域より大なるにかかわらず、全国一律の耐用年数で算定されること、当地方の課税を不適正なものであると痛感させていると思われまふ。これに對しまして徴税当局のほうでは、地方の経済実勢に應じて段階を設けて課税所得を決定する等、十分考慮を払つており、豊岡市についても市制地の取扱ではなく郡部の取扱をなしてあり、決して無理な課税を行なつていないと否定的言辭を述べておられますが、兩者の意見を総合して見まして、業界側の主張にも相当無理からん妥協な点も少なくないのですが、何分にも論議とすべき適当な資料が作成されておらないので、端的に簡切な結論を得ることはできなかつたのであります。併し今回の派遣により、少くとも徴税当局と業者間に相互理解に達した事項もあり、又今後の円滑なる話合に端緒を開き得た効果は十分あるものと期待いたしますと同時に、地方の零細なる中小業者に対する徴税当局の温情ある取扱を要望して止まない次第であります。

次に、租税問題につきまして業界より聴取して参りました要望事項を御披露いたしますと存じますが、結論を申し上げますと、更に大幅の減税措置を実施されたいとの一語に尽きるものと思われまふ。実は各地方別に多少意見を異にしており、それら、具体的に申上げると、安当と思ひますが、同様な趣旨もありまふので、重複を避ける意味から一括して簡単に述べたいと思ひます。

第一は、所得税の問題であります。第一点は所得税の負担が過重であるから、基礎控除、扶養控除、勤労控除等の引上げ、税率の引下げを行ふべきであるとの一般的意見は各地共通の声であります。豊岡では零細事業者は実質上一般勤労者と同ら異なる立場にあるから、その給手を経費と見るか、又は特別控除を設けてもらいたいとの要望もあり、又香住では漁業者の家族専従者の所得を世帯主たる事業主の所得より分離し、家族専従者に相応する源泉税に支払ふべき給手額に對する源泉税に對しては低いとの意見があり、鳥取では農民に勤労控除を設けるか、或いは専従者控除を青色申告の農家以外にも適用して頂きたいとの要望がありました。

第二は、これは地方の経済力の相違から来る見解と思われまふが、大阪では減税措置を講ずる場合、特に年所得百万円以下五十万円までの、いわゆる中堅所得者層に重点を置く必要があるとの主張に對しまして、豊岡、鳥取では一段と低い低所得の階層の優遇を図り、例えば五十万円以下の所得は百分の五の税率となし、漸次累進税を強化して、一千万円を超えるものに対しては百分の八十にすべきであるとの説を唱へていた団体もありました。

第三点は、生命保険料控除限度額を、現行四千円より一千万程度に引上げられたい。

第四点は、医療費控除、雑損控除の一割超を改めて全額控除を認めること

第五点は、預金利子に對する源泉選課税の税率を二〇%に引下げ、貯蓄の増大を図ると共に、無記名定期預金の源泉課税を軽減せられたい。

第六点は、所得税法第十五条の六の規定、即ち配当所得に對する二五%の控除規定は是非存置されたいということ。

第七点は、有価証券移動税の設置に當つては、税率を極力低位にされた。

それから第八点は、国家公務員には寒冷手当というやうな特別な寒冷地に對する手当のあることでもあり、農民に對しても同様の趣旨で寒冷地控除を設けられたいという要望。

第九点は、必要経費の査定に際しては、地方の特殊事情又は営業の特殊事情を十分に勘案して、適用範囲の拡大と、適正なる査定を希望する。土地改良費等国の補助金に合せて農家が負担する改良費は必要経費に認めてくれとの要望もありました。

第二点は、法人税についてでありまふが、どこへ参りましても、法人税四二%の課税は過重であり、速急に是正されたいとの強い要望を受けたのであります。特に中小企業においては大企業のような特別の方法で実質的な減税措置を講ずることが不可能であるから特に配慮を願ひたい。例えば法人所得に一定の限界点を設けて、大企業と区分して四二%と三五%の二本建の課税をなすべきだとの意見がありまふ。このほか社内保留分と社外分配分を區別して、社内保留分に對しては軽減した税率を適用すべきであるとの意見もありました。このほか同族会社の

積立金に対する課税を廃止若しくは軽減されたい。若し廃止乃至軽減が困難な場合には、現行の五十万円以下の制限を二百万円程度に引上げてもらいたいという意見。

第三点は、貸倒準備金の限度の引上げと、その認定範囲を明確化し、実情に即した判定を行われたい。

第四点は、価格変動準備金制度は、一定金額、帳簿価格の三割程度に達するまでは毎期一定限度、帳簿価格の一割程度の積立を認める制度に改正されたい。

第五点は、法人の市町村民税は事業額同様に算入を認むべきこと及び損金認定を受け得る経費の範囲を拡大すべきこと。

第六点は、いつも問題になる点ですが、特別法人に対する課税を廃止されたいとの要望であります。

第三に、相続税は依然高率に過ぎるから基礎控除を引上げて少くとも百万円程度にしたい。このほか、農家の場合、相続する際の譲渡所得について、農業の用に供する資産は相続人自身の勤労の結果によるもので、単にその名義変更による場合が多いから非課税とすべきであり、その他の資産については臨時の措置であるから二分の一の控除を設けられたいとの要望がありました。

第四に、その他の事項として、先ず青色申告制度について各地でいろいろ意見が寄せられてきたが、青色申告者に対しては税務署側では指導奨励の立場から申告者の張簿は十分尊重しておられると云われるが、ややもすれば、前年度の実績と全般的な景気の推移を以て一方的に決定される事例が今

なお少くないと業界側では不満を漏らしており、本制度に対する評判は一般的に芳しからん様子であります。従つて本制度を積極的に利用させるためには、当局の指導、宣伝は勿論のこと、制度の簡素化を図ると共に、その特典を拡大すべきではないかと思われるのであります。

第二点は、納税貯蓄組合の強化、指導を図り、その助成策を推進せると共に、税務署側においても十分活用を図られたい。滞納処分執行に当つては、事前に組合理事者と協議してほしい。或いは組合として組合員に納税資金を融通し得る措置を講じてほしいというような積極的な意見があらまし

第三点は、従来行われていた所得税調査委員会制度を復活されたい。特に農業の場合は、税務当局の指示する農業所得標準率に納税の行かない場合が多いので、税務当局と納税者の代表者によつて所得審議委員会を各税務署毎に構成し、その審議会の答申に基いて標準率を決定するよう希望する。但し個人ごとの所得決定には全然参与しなくていいが、その標準率を決定する審議会には与からしめてもらいたいという要望であります。

第四点は、納税者は税法上異議申立の規定により保護されることとなつてゐるが、実際面では次年度の報復行為を恐れる気持と、手続上の面倒なことにより、殆んど利用する者はおらず、単に形式的な保護規定に過ぎない。

第五点は、国税、地方税を通じた徴税機構の簡素化を図るため、事業税のごときは附加税となし、徴税事務の煩雑化と納税意識の低下を防止するほ

か、地方税と国税との納期の調整をできる限り考慮されたいという要望がありました。

なおこのほか各地の懇談会において強く要望された点を申し上げますと、大阪では、減税措置の前提として、国家財政の圧縮を図る見地から、国、地方を通じた行政機構の徹底的な整備を行うことと、貯蓄国債の発行については、関西業界はこぞつて反対であるとの強い意見がありました。その理由については、先般別途お手許に配付いたしました関係連の貯蓄国債に関する意見書を御覧願ひたいと存じます。

又鳥取では本年大火を蒙りまして、中小企業者は炭炭の苦しみの中にも復興に努力を傾注している現状であります。これに対し税務署の取扱は、雑損控除の調査を短期間に、而も低率の標準歩合で決定し、甚だ適正を欠いており、総所得金から繰越控除が過小なため、当年限りの減免を受けるにどまり、恐らく三年に亘り繰越控除を受ける該当者は皆無と思われる実情であるから、別途法律を制定するなり、何らかの方法で課税負担の適正なる是正を考慮されたいとの要望があらまし

又鳥取の農業団体代表者より、鳥取県は農林統計で反当収入が中国五県のうち毎年一位乃至二位に見られておるので、供出割当が苛酷であるのみならず、所得査定額も過高となつてゐるとの陳情がありました。

併し又これは納税者側にも問題があるものであります。国家助成金をうんともらうというやうな意味で、経済効

果がこの補助金によつても相当経済効

果が上がるということで、だん／＼反当収入を上げて行くということがあつて、実情に反して、農林統計上反当収入が非常に上つておるということになつておる。これは国税庁の問題ではなくて、農林省の基礎数字の問題であります。

以上簡単ではありますが、私の報告を終りたいと存じます。

○委員(中川以真君) 今の御報告に對しまして御質疑がございましたらどうぞ御発言願ひます。

○政府委員(高橋衛君) 只今小林委員から但馬地方、鳥取地方等を主とする国税調査の結果について詳細な御報告がございました。私も御指摘の諸点をよく検討いたしました。今後の事務改善に資して行きたいというふうに考へております。ただその中で、御指摘になりました事例のうち、この席で感じましたことを一、二申上げておきたいと考へます。

先ず第一に、頂きました別表(1)の資料の一人当りの所得というもののついてであります。この一人当りの所得は各税務署ごとにこういうやうな資料をよく頂いて、この税務署の負担が高いというやうな陳情をせられる場合が非常に多いのでございまして、実は最近営業者のうちで法人になるものの数が非常に多くなつて参りました。従つて仮に個人の営業者のみの一人当りの所得というものを比較して見ますと、非常に不同があるのでござい

ます。これは同時に法人営業者のものを含めて比較するということがなければ本當の比較になり得ないのじやないか、そういうやうに考へます。ところが法人営業者を含めるといたしますと、

と、これ又どの程度まで入れるかという点に非常に難点がございまして。技術的にも把握が非常に困難な状況でございまして。ただ私もいたしましては、各地方ごとに負担の不公平がないということを目安といたしまして、局間におきましては、隣接地区におきましてそれ／＼立会調査をいたさせておりますが、又各署間におきましても、それ／＼立会調査をして、相互に、例えば経費の見方でありましてとか、すべて資料の収集の方法であるとかいうものについて調整をとつて参つておるのであります。

なお、この豊岡、香住地方が一人当りの負担が多く、神部、龍野、上郡が非常に少ないという点については、これは、今一つの理由があるかと存じます。神部、龍野、上郡地方は姫路の郊外地でございまして、この地方に住んでおられるかたは、多くは姫路に買出しに行つております。従つてその近郊におけるところの営業者の営業規模は勢い小ならざるを得ない。これに反して、豊岡、香住地方におきましては、とにかく一つの隔絶した地域でございまして、その土地のものをすべて購入するという大体の傾向になつておるといふ点が、或る程度の差が生ずるとすれば、そういうやうな点があるのじやないか、こういうやうに私も見えておる次第であります。

なお、御指摘になりました二十六年度になつて初めて棚卸を計上し、而もその棚卸の期末の棚卸を所得と計算しておるといふお話でございまして、若し前期末の棚卸を差引かないで、その

と、これ又どの程度まで入れるかという点に非常に難点がございまして。技術的にも把握が非常に困難な状況でございまして。ただ私もいたしましては、各地方ごとに負担の不公平がないということを目安といたしまして、局間におきましては、隣接地区におきましてそれ／＼立会調査をいたさせておりますが、又各署間におきましても、それ／＼立会調査をして、相互に、例えば経費の見方でありましてとか、すべて資料の収集の方法であるとかいうものについて調整をとつて参つておるのであります。

期末の棚卸を差引き、そのまゝ所得に計上するといふような計算方法をいたしましたとすれば、これは明らかに誤りであり、これは当然訂正を要する点でございます。私どももいたしましては、できるだけ精細に、正確に所得を把握するといふ方向に努力を傾注しております。従来棚卸の計算ができていなかったものについても、是非棚卸の計算をやつて、資産の増減を見る、それから所得の計算をして行くといふことを漸次勵行して行く次第であります。

なお、償却等について全国一律の耐用年数を用いておるといふ御指摘でございますが、これはできるだけ実情に合うように調整いたしておるのであります。全部のものについてそういう仔細なところまでこれを修正して行くといふことは、非常に困難な点でございます。この中で、顯著なものがありまして、実情に合わない場合においては、これはどうも修正して行くといふように考へております。

○小林政夫君 今の決定所得額の一人当りの上下を問題にしておるよりも、伸びですね、対前年度の伸びが多少、これも今お説のようなことも我々十分考へて、ここに決定的に断定するわけではありせんけれども、大体において或る程度条件の悪い寒冷多湿地帯である方面と、そうでない条件のいい方面と比べて、条件の悪いほうの所得査定が、カーブが高いのじやないかといふことを指摘したわけでありませう。それから現地で国税局の人がついて来てはくれたのですが、その来た人だけでは解決がつかないのですが、漁船のエンジンの修繕費等が、或る税

務署では経費と見、或る税務署ではこれを償却資産の価値増大といふように見られておる、こういう点についてどういふところにお考えになるか。それから今の二十六年度の香住漁業協同組合における香住税務署管内における棚卸高を二十六年度の所得に入れたということとは事実であつて税務当局のほうでも考へておるようですが、ところが幸いに二十六年度は香住の漁業会は非常に景気がよくて、特に異議を言ひながら納めてしまつた。そして二十七年年度の所得の査定において何か考慮してほしいといふことを頻りに言つておる。ところが二十七年年度の所得査定において考慮しろと言つても、税法を曲げるわけには行かんではないかといふふうなこともあつたわけですが、そういうふうな実情です。

それから今の青色申告については、成るべくこの青色申告が受入れられるようにできるだけやると言ひながら、実際ににおいては税務当局においても青色申告者は一応数字的な根拠があるから、かなり数字に囚われるといふことが事実だと言われるんだが、実際に青色申告者であつて青色申告をしないものでもあつても、申告指導と称して事前いろいろ話をして、大体税務当局の腹づもりの線まで持つて行くといふことになると、これは更正決定をやると同じことで、ただ更正決定という表面的な形を取らないだけで、その実態はかなり不本意ながら税務署のおつしやる線である。更に一方異議申立の方法があるではないかといつても、異議を申立てた場合はその翌年度とか、或いは直ちに今まで一人で調べに来たのが、四、五人かかつて家宅捜索までやつて

じやん／＼やる。田舎では家宅捜索をやられることを自体が非常な不名誉であつて、そういうことをやられるなら黙つて泣き入りしようといふふうなことがあるわけでありませう。で、相当の点については税務方法について考慮して行く点があるんじゃないかと、こう思うわけでありませう。

○政府委員(高橋衛君) 只今小林さんの御指摘になりましたように、今年度の状況については、実は豊岡地方におきましては、城崎温泉がこの期間において非常に好況であつたといふことが一つの理由として挙げられております。又香住につきましても、只今御指摘のありました通り漁業が非常に好況であつた、漁業が非常によかつたといふことが各方面にいい影響を与えておるといふふうに見ておる次第であります。

のであります。なお青色申告につきましても、何と申しまして信頼され得るところの納税者を漸次殖やして行くといふ点で非常に重要な点であるところであるのでありまして、最近伸びがそれほどの数字において顯著ではありませんが、現実には少しづつでも伸ばして行きたいといふふうにお考えまして特に力を入れておる次第であります。従つて今後は特に鄭重に取扱ひまして、これが収入の増大を図ると同時に、内容の改善という面にも非常に努力をいたしたいといふふうにお考えおる次第であります。

○小林政夫君 で、償却の問題です。多湿地帯ではやはり家屋にしても器具にしても機械にしても錆びるといふようなことで、相当減耗度はそうでない地方に比べては激しいわけで、これも技術的には相当お説の通りむずかしいかと思ひますが、或る程度考慮を要する面があるんじゃないかと思ひますが、その点について今言われましたけれども重ねてお伺ひします。

それから土地改良費等国の補助金と合せて農家が負担する、これは平田さんのほうでしようが、農家が負担する改良費はこれも必要経費に見てくれと、こういう要望がありますが、この点についてはどういふふうにお考えですか。確かに価値増加にはなるんですが、一方国の補助金によつて、それに上つて自分が負担して出す、それを一応資産増に見ないで経費に上げてもらえないでしようか。

○政府委員(平田敬一郎君) 事実の問題として、果して改良費であるか、或いは維持費であるか、これはな

かなか認定がむずかしい場合があると思いますが、改良費であるといふことを認める以上は、これを差引きますと、その所得の計算が根本から覆つて来るので、まあ直接自分が預金しないで投資に充てた分を引くといふことになつてはどうかと思ひまして、その線はなかなか簡単にはこれは通すことはむずかしいんじゃないやうなところか、併し特に奨励的の意味において特別に何か控除するようなことを考へるかどうか、これは又少し別の問題でございますが、そのようないふ問題に勘案いたしまして改良費といたしますと相当大きな額を投資するといふことになつたので、なか／＼簡単な問題でない。殊に土地の改良費となりまして、一旦改良費を投下して、ずつと土地がよくなりますれば、償却といふ問題もないので、更にそれを引くといふことは如何であらうかといふふうにお考えの次第でございますが、これはなかなか大きな問題でございます。これは申上げにくい重要問題だと考へる次第でございます。

○小林政夫君 まあ私も大体そういうふうにお答へしておきましたが、これをやるとすれば別途農業政策的に考へなければならぬといふことだろうと思ひます。

私はこれについてはもう終りですが、丁度国税局長が来ておられますから質問したい点が二、三あります。

○委員長(中川以良君) どうぞ。

○小林政夫君 酒の販売の免許ですね、これは一々あなたのところまで卸については行くし、それから小売については国税局長ですか、あの法律によ

れば大抵税務署長限りで認可ができれば行政組織の簡素化という点から言つて、一々あなたの手許のほうまで行き、本庁で審査する必要があるかどうか。

○政府委員(高橋衛君) 酒の販売の免許につきましては、実は以前は国税局長に任せておつたのでありますが、どうも非常に激増する傾向にありまして、卸なら卸としての一つの範囲がきめてない、言換へますと、競争のたに現在公定価格で定められたマージンではやつて行けないというふうな事態を時々とくにありましては散見いたしましたので、特に慎重を期するといふ意味を以ちまして国税庁まで引上げて議決を進めて参つたのであります。併しながら最近漸次これも軌道に乗つて参りましたので、本庁においてこれが可否を決定するということをやめまして、先月一定の基準を設けまして国税局長に委任をいたしました次第でございます。小売につきましてはなお国税局長に専断をせしめておりますが、これも相当詳細な一定の基準を設けまして、大抵税務署長において実質的には決定できるというふうに現在改めておる次第でございます。

○小林政夫君 少くとも小売については税務署長でやれるように……行政整理しようと言つても口先だけなわけですね。そういう面から大いに御考慮願いたいと思ひます。

それからもう一点は、これも相当有力な納税者について起つた問題ですが、滞納制度、あなたはこれだけ滞納があるという通知が行つたところが實際は納めておつた、そこで税務署長に文句を言つた、ところがその通知書の上を見て下さい、そうしたら、これは行き違ひで或いは間違ひがあるかも知れない、その時には悪しからずという文句が上に書いてあるから問題ないやうないかというふうな處で非常な気分を害した。併しそれも明らかに何か内部的な手違ひとか何とかいうなら別として、相当はつきり納めておつて明らかに事務処理の間違ひなんですか……そういうケースは別として、そういう間違ひがあるかも知れませんが、云々と書いてあれば、でたらめにどん／＼出していいというふうなルーズな気持ちで滞納催促をされることは甚だ面白くないのではないかと、そこで若しそういう気持ちがあるということであるならば別問題であると思うのですけれども、それにつきましては全国一定のフォームのような気持ちもいたしますが、どうでございますか。

○政府委員(高橋衛君) 滞納のありました場合にこれが督促をいたしておるのではありませんが、御承知の通り金融機関等に税をお払込になりましてから納税通知書が税務署に参りまして、帳簿の整理ができるまでにはどうしても一週間乃至十日程度の時間を要するのでございます。そういう関係でその間の食い違ひによつてその日現在においては税務署の帳簿にはまだ滞納者になつておる、併しながら金融機関には払込まれておるというふうな場合におきましては、これは止むを得ず督促を申上げるといふ場合もあり得るかと思ひます。併しながら若しそれが税務署の内部の整理によつて生ずるというふうなことがあるとすれば、これは非常に私どもも不本意とするところでございまして、先年来その点の内部の連絡

を緊密にする帳簿組織を完全にするという面については非常な努力を傾倒いたして参りましたので、最近はその誤りが極めて少くなつたというふうな私どもは見えておるのであります。併しながら只今御指摘のような具体的な事例の場合におきましては、ただ単に御通知申上げた中に若し間違ひがあつたならばどういふ文句があればよいやないかという物の考え方は、これは甚だ面白くないのであります。そういう場合においてはどうしてもその納税者に御迷惑をかけたという面において当然税務署としては誠に相済まないこととございまして、態度をとるの、これは当然の態度である、そういうふうな私どもも考えまして、税務署に對してはそういうふうな指導のやり方をいたしておるのであります。何分多数の税務官吏のことでございまして、なか／＼私どもの心持が十分に徹底しないというふうなことがありまして、そういうふうな点がまだ残つておる点を、今後ともそういうふうな面にあらゆる努力を傾倒して努力して行きたいと考えております。

○小林政夫君 それは一税務官吏が言つたならばともかくとして、いやしくも署長で、相当大きな税務署長がそういう受け答えをするということは、今のあなたのお気持は全然徹底してないといふことです。本来なら直ちにああそうですか、済みませんでしたと、こういうふうな言ひをすべきである。そういう指導をよろしくやるべきだと思ひます。

○委員(中川以良君) それではお諮りを申し上げますが、本日松永委員より諸願並びに陳情に関する小委員を辞任したい旨の申出がございましたが、これを許可いたしますことに御異議ございませんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

に左の事件を付託された。
一、中小漁業融資保証保険特別会計法案
一、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案
中小漁業融資保証保険特別会計法案
中小漁業融資保証保険特別会計法案
中小漁業融資保証保険特別会計法案

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過剰納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過剰納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過剰納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過剰納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過剰納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過剰納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。
2 前項に規定する一般会計からの

繰入金は、予算で定めるところにより、この会計の基金に充てたるため繰り入れるものとする。

第五条 法第六十二条第三項の規定により国庫に帰属した残余財産に係る収入金は、この会計に所屬するものとし、前条第一項の規定にかかわらず、この会計の歳入とする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第六条 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(損益の処理)

第九条 この会計において、毎会計

年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

(剰余金の繰入)

第十条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十一条 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算

書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)

第十三条 この会計において、支払上現金に余剰があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十四条 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済をとらなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、法施行の日から施行し、附則第三項の規定は、昭和二十八年年度から適用する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第八号中「中小漁業融資保証保険」の下に「及び中小漁業融資保証特別会計」を加える。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一會計への繰入金及び

納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「糸備安定特別会計」の下に「中小漁業融資保証保険特別会計」を加える。

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律

政府は、昭和二十四年度一般會計予算のうち、日本国有鉄道貸付金の項に係る部分に基き支出した日本国有鉄道に対する貸付金の償還期限を、昭和三十一年三月一日まで延期することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、造幣局特別會計法等の一部を改正する法律案

一、昭和二十七年産米穀について超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特別に関する法律案(案)

一、米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(案)

造幣局特別會計法等の一部を改正する法律案

造幣局特別會計法等の一部を改正する法律

(造幣局特別會計法の一部改正)

第一条 造幣局特別會計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を

次のように改正する。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(給与準則)

第三十六條の二 大蔵大臣(その委任を受けた場合には、造幣局長)は、この會計において給与を支弁する一般職に屬する国家公務員(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四條第一項但書に規定する者を除く)に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

2 前項の規定により給与準則を定める場合においては、一般職の職員に給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定め、且つ、同項の国家公務員で常時勤務する者(二月以内の期間を定めて雇用される者を除く)に係る給与準則については、当該給与準則に基いて各會計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

(印刷局特別會計法の一部改正)

第二条 印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の一条を加える。

第十四條の二 大蔵大臣(その委任を受けた場合には、印刷局長)は、この會計において給与を支

弁する一般職に属する国家公務員（公共企業体等労働関係法第四條第一項但書に規定する者を除く。）に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

2 前項の規定により給与準則を定める場合においては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員及び民間事業の従業員及び民間事業の従業員に支給する給与その他の事情を考慮して定め、且つ、同項の国家公務員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与準則については、当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）
第三條 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第十七條の次に次の一条を加える。

第十七條の二 農林大臣（その委任を受けた場合には、林野庁長官）はこの会計において給与を支弁する一般職に属する国家公務員（公共企業体等労働関係法第四條第一項但書に規定する者を除く。）に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員及び民間事業の従業員に支給する給与その他の事情を考慮して定め、且つ、同項の国家公務員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与準則については、当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

（アルコール専売事業特別会計法の一部改正）
第四條 アルコール専売事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第十五條の次に次の一条を加える。

第十五條の二 通商産業大臣は、この会計において給与を支弁する一般職に属する国家公務員（公共企業体等労働関係法第四條第一項但書に規定する者を除く。）に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

2 前項の規定により給与準則を定める場合においては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員及び民間事業の従業員に支給する給与その他の事情を考慮して定め、且つ、同項の国家公務員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与準則については、当該給与準則に基いて

各会計年度において支出する給与の額が当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

（郵政事業特別会計法の一部改正）
第五條 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第四十二條の次に次の一条を加える。

（給与準則）
第四十二條の二 郵政大臣は、この会計において給与を支弁する一般職に属する国家公務員（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四條第一項但書に規定する者を除く。）に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

2 前項の規定により給与準則を定める場合においては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員及び民間事業の従業員に支給する給与その他の事情を考慮して定め、且つ同項の国家公務員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与準則に基いて、当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

1 この法律は、労働関係調整法等

の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十八号）附則第一項但書に規定する政令で定める日の翌日から施行する。

2 昭和二十七年年度における改正後の造幣局特別会計法第三十六條の二第二項、改正後の印刷局特別会計法第十四條の二第二項、改正後の国有林野事業特別会計法第十七條の二第二項、改正後のアルコール専売事業特別会計法第十五條の二第二項及び改正後の郵政事業特別会計法第四十二條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額」とあるのは「当該給与準則及び一般職の職員の給与に関する法律に基いて昭和二十八年一月から同年三月までの分として支出する給与の額」と、「当該会計年度の予算の中で給与の総額」とあるのは「当該会計年度の予算の中で昭和二十八年一月から同年三月までの分の給与の総額」と読み替えるものとする。

昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
昭和二十七年産米穀につき、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第一項の規定により政府に売り渡すべき数量（以下「政府買入数量」という。）を定められた米穀の生産者がその数量をこ

える数量の米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合におけるその超過部分の数量の米穀の売渡に対する代金の金額又は政府買入数量を定められなかつた米穀の生産者がその生産した米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合におけるその売渡に

る数量の米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合におけるその超過部分の数量の米穀の売渡に対する代金の金額又は政府買入数量を定められなかつた米穀の生産者がその生産した米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合におけるその売渡に

2 昭和二十七年産米穀につき、政府買入数量の米穀を政府に売り渡した米穀の生産者又は政府買入数量を定められなかつた米穀の生産者が、その生産した米穀を食糧管理法第九條第一項の規定による命令に基き定められた特別指定業者（以下「特別指定業者」という。）に売り渡した場合（特別指定業者が委託してその特別指定業者の名をもつて政府に売り渡した場合を含む。）における当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額（特別指定業者が委託した場合において、その特別指定業者がその委託につき支払うべき金額があるときは、その金額を控除した金額とする。以下「売渡代金の金額」という。）のうち、その売り渡した米穀の数量に応じて計算した超過供出奨励金の金額に相当する金額（当該売渡代金の金額が、その売渡に係る米穀を当該生産者の名をもつて政府に売り渡す

る数量の米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合におけるその超過部分の数量の米穀の売渡に対する代金の金額又は政府買入数量を定められなかつた米穀の生産者がその生産した米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合におけるその売渡に

とすればその受けるべき売渡に對する代金の金額に満たないときは、その差額を当該超過供出奨励金の金額に相當する金額から控除した金額とする。について、また前項と同様とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

米穀の売渡代金に對する所得税の特例に關する法律案

米穀の売渡代金に對する所得税の特例に關する法律

米穀の生産者が、その生産した米穀を政府又は食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第九條第一項の規定による命令に基き定められた特例指定集荷業者に売り渡した場合においては、その米穀の売渡に對する代金の金額は、当該生産者の所得の計算上、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項に規定する総収入金額に算入しない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年産以降の米穀の売渡に對する代金から適用する。

十二月十三日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、洋紙の物品税撤廃に關する請願（第七七六号）
- 一、清涼飲料等の物品税免稅に關する請願（第八二二号）
- 一、政府資金の統一運用に關する請願（第八八二号）（第九五〇号）
- 一、ガソリン税輕減に關する請願（第八八三号）（第九六一号）

- 一、税制改正に關する請願（第八八四号）
- 一、勤勞所得稅輕減等に關する請願（第八九六号）
- 一、銅器の物品税撤廃に關する請願（第九二二号）
- 一、宮城縣生田村に國立たばこ試験場設置の請願（第九四九号）
- 一、愛媛縣松山港の開港場指定に關する請願（第九五二号）
- 一、國民金融公庫に對する政府出資金増額の陳情（第二二五号）
- 一、政府資金の統一運用に關する陳情（第二二六号）
- 一、ガソリン税輕減に關する陳情（第二四二号）
- 一、政府資金の統一運用に關する陳情（第二四三号）

第七七六号 昭和二十七年十一月二十九日受理
洋紙の物品税撤廃に關する請願
請願者 東京都千代田区内幸町一ノ一千代田ビル内大
型紙袋研究會理事長
豊原瑞穂外二十一名

第七七六号 昭和二十七年十一月二十九日受理
洋紙の物品税撤廃に關する請願
請願者 小松 正雄君

洋紙製造事業および関連業界は、（一）物品税の過去の経過、（二）洋紙の重要性、（三）撤廃運動に對する世論、（四）業界の現状等よりその物品税負担の不合理を認むことができない状況になつてゐるから、この際多年懸案の洋紙に對する物品税を即時撤廃せられたいとの請願。

第八二二号 昭和二十七年十一月二十九日受理
清涼飲料等の物品税免稅に關する請願

請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全清涼飲料工業會内 西田儀八
紹介議員 北村 一男君
清涼飲料、嗜好飲料と競争の地位にある他の飲食物は非課税であるのに清涼飲料、嗜好飲料のみ重税が課せられてゐるのは不公平であり、既にこれら飲料に對する免稅の請願は、国会において採択になつてゐるのであるから、今国会の予算編成に當つては、これを廢税とせられたいとの請願。

第八八二号 昭和二十七年十二月二日受理
政府資金の統一運用に關する請願
請願者 山形縣西置賜郡小国町長 後藤三郎

簡易生命保險及び郵便年金積立金を分離して二元運用を実施することについては、いたゞら行政の複雑化を招來し同一事業に對して二重の手続を要し無用の勞力と失費を余儀なくされる結果となり、しかも起償わくの増大と何等關係もないのであり、利率の低減も望めず地方財政に何等益するところがないばかりか、かえつて有害であると認められるから、政府資金は現行通り資金運用部において一元的に運用することがもつとも適當であると認められるので、この際簡易生命保險および郵便年金積立金の運用に關する法律を廢止するか、少くとも現行の起償許可制度のあるうちは施行を延期せられたいとの請願。

第九五〇号 昭和二十七年十二月三日受理
日受理

政府資金の統一運用に關する請願
請願者 大分縣速見郡立石町長 杉本繁外六十三名
紹介議員 岩男 仁藏君
簡易生命保險及び郵便年金積立金を分離して二元運用を実施することについては、いたゞら行政の複雑化を招來し同一事業に對して二重の手続を要し無用の勞力と失費を余儀なくされる結果となり、しかも起償わくの増大と何等關係もないのであり、利率の低減も望めず地方財政に何等益するところがないばかりか、かえつて有害であると認められるから、政府資金は現行通り資金運用部において一元的に運用することがもつとも適當であると認められるので、この際簡易生命保險および郵便年金積立金の運用に關する法律を廢止するか、少くとも現行の起償許可制度のあるうちは施行を延期せられたいとの請願。

第八八三号 昭和二十七年十二月二日受理
ガソリン税輕減に關する請願
請願者 群馬縣桐生市陸一、二九五ノ一関西運送株式會社取締役 小西喜代治

紹介議員 横尾 龍君
輸送事業にとつて、ガソリンは電氣事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電氣ガス税の十倍という重税であり、税負担の均衡上不合理であるから、一キロリットル当り五千円程度に引き下げられたいとの請願。

第九六一号 昭和二十七年十二月四日受理
ガソリン税輕減に關する請願

請願者 群馬縣高崎市九蔵町五五高崎貨物自動車株式會社社長 茂木清吉外五名
紹介議員 梅津 錦一君
この請願の趣旨は第八八三号と同じである。

第八八四号 昭和二十七年十二月二日受理
税制改正に關する請願
請願者 東京都中央区京橋一ノ一〇商工中金會内社団法人日本中小企業團體連盟會長 豊田雅孝

紹介議員 中川 以良君
日本經濟の完全獨立のため、資本蓄積の必要が叫ばれており、大企業については、税法上の特別措置が除々に講ぜられてゐる。しかるに資本蓄積を最も必要とする中小企業については、効果的措置がとられておらず、中小企業に對する特別税制の制定が強く要望されているから、すみやかに税制改正を実施せられたいとの請願。

第八九六号 昭和二十七年十二月二日受理
勤勞所得稅輕減等に關する請願
請願者 横濱市西区高島通り一ノ一二関東地方造船労働組合連絡協議會内 木田富藏外一万三千五百八十五名
紹介議員 菊川 孝夫君
現在の勤勞所得税は、戦前月額百円以下の収入者には税金がかからなかつた実状と見比べ今日の物価水準が戦前の三百十倍である実態からおして、現状

はわずか月収五千円の低額所得者から
徴税対象となつてゐることは、老後の
生活保障のための退職手当金にまで課
されてゐることともに余りにもか酷
であるから、(一)月額一万五千円まで
免税、(二)超過勤務手当の免税、(三)
社会保険料金の免税、(四)退職手当金
の免税等の措置を講ぜられたいとの請
願。

第九二二号 昭和二十七年十二月三
日受理

銅器の物品税減免に関する請願

請願者 富山県高岡市高岡銅合
金鑄造工業協同組合

長 山本勝太郎外一名

紹介議員 小林 政夫君

銅器類は、室内装飾品としてよりむしろ生活必需品となつてゐるが、現在三十パーセントの物品税が、課せられており、しかも現行二百五十円の免税点では、到底製品を生産できない状況にある、一方他部門の業種例えば漆器等の免税点は、税法の改正毎に引き上げられ、いまや特種の高級品以外は課税対象より除かれてゐる実情であるから、業界の発展を図るため、(一)銅合金製花器の免税点を二千五百円とし税率を一割に引き下げること、(二)銅合金製電気スタンドを免税品とすること等銅器の物品税を減免せられたいとの請願。

第九四九号 昭和二十七年十二月三
日受理

宮城県生田村に国立たばこ試験場設置の請願

請願者 宮城県名取郡生田村
長 太田太蔵外一名

紹介議員 愛知 一君
宮城県生田村大字茂庭字上の原山地内は、国立たばこ試験場設置の候補地として交通、地味、環境、試験場開設後の職員従業員の効果的利益、冬季の積雪の少ないこと等すべての面より地の利を得た好適地あり、また本村の村勢伸展はもろゝん男男、三男の対策解決等の点から是非とも同村に国立たばこ試験場を設けられたいとの請願。

第九五二号 昭和二十七年十二月三
日受理

愛媛県松山港の開港場指定に関する請願

請願者 愛媛県松山市長 黒田 政一

紹介議員 玉柳 實君

愛媛県松山港は、工業的立地条件と国界の援助と市民のたゆまざる努力の結果、ようやく港灣計画も軌道に乗り、諸々工事の実現をみるに件い、周辺に大小の生産工場が発達し、輸出入数量も年とともに飛躍的伸展を遂げつつあるが、いまなお本港が開港場でないことは本港の不利不便にとどまらずひいては国家経済上はなほ遺憾であるから、すみやかに開港場に指定せられたいとの請願。

第二二五号 昭和二十七年十一月二
十九日受理

国民金融公庫に対する政府出資金増額の陳情

陳情者 新潟市上大川前通七番町
新潟県商工会議所会頭
和田閑吉外二名

今回の補正予算によれば、金融公庫に對し三十億の増資を予定してゐるよしであるが、今日中小企業が一様に必要資金不足を訴へてゐる現状に鑑み、この際飛躍的に国民金融公庫に對する政府出資を公庫の要求額まで大幅増資を図られたいとの陳情。

第二二六号 昭和二十七年十一月二
十九日受理

政府資金の統一運用に関する陳情

陳情者 大分県南海部郡田尾村
長 柳田泉

政府は第十三国会において、簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に關する法律を可決公布したが、簡保年金積立金を分離して二元運用すること、地方公共団体等の犠牲によつて簡易保険等の経営の改善を図らうとするものであつて、これが実施のため必要な資金運用部資金法と簡易生命保険ならびに郵便年金積立金特別会計法の改正にはあくまで反対するものであるから、この際簡易保険ならびに郵便年金積立金運用に關する法律を廃止されるか、あるいは実施を延期せられたいとの陳情。

第二四二号 昭和二十七年十二月二
日受理

ガソリン税軽減に関する陳情

陳情者 三重県津市橋通二二三
重県自家自動車組合連合
会内 林三夫

目下ガソリンの消費税は、一キロリットル当り一万一千円五〇パーセントの課税となつており、自動車使用者にはその他自動車税、道路補修費または車両の無償提供等多種の負担があり、更に高率のガソリン税はその負担が重すぎるから、他の動力源と比較していち

じるしく均衡のとれない現在の税額を一キロリットル当り五千円程度に引き下げられたいとの陳情。

第二四三号 昭和二十七年十二月二
日受理

政府資金の統一運用に関する陳情

陳情者 秋田市長 武橋祐吉

政府は第十三国会において、簡易生命保険および郵便年金積立金の運用に關する法律を可決公布したが、簡保年金積立金を分離して二元運用すること、地方公共団体等の犠牲によつて簡易保険等の経営の改善を図らうとするものであつて、これが実施のため必要な資金運用部資金法と簡易生命保険ならびに郵便年金積立金特別会計法の改正にはあくまで反対するものであるから、右改正法律案の国会審議にあつてはこれを否決するかあるいはその施行を一時延期せられたいとの陳情。